大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市国民健康保険条例施行規則(昭和36年大阪市規則第23号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則	附則
[1・2 略]	[1・2 同左]
3 条例附則第4項ただし書の市規則で定め	3 条例附則第4項ただし書の市規則で定め
る日は、 <u>令和4年12月31日</u> とする。	る日は、 <u>令和4年9月30日</u> とする。
[4~6 略]	[4~6 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。